都道府県等担当課**用チェックリスト**

**目 次　　　　　　 　　　　　　　 　　　　　　 ページ**

**■事故発生の未然防止編（指針ｐ5～10参照）　　　　　　　　　　 P.2**

**◇重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用**

**■事故発生に備えた事前の取組等編（指針ｐ11～13参照）　　　　　　 P.3**

**◇事前の取組の推進に当たって**

**■事故発生後の対応編（指針ｐ14～22参照）　　　　　　　　　　　　 P.4**

**◇学校の設置者等への報告，支援要請**

**◇国への一報**

**■「基本調査」編（指針ｐ24～29参照）　　　　　　　　　　　　　 　P.5**

**◇調査の実施主体**

**◇情報の整理・再発防止策の検討・報告**

**■「詳細調査への移行」編（指針ｐ30～31参照）　　　　　　　　　　 P.6**

**◇詳細調査への移行の判断主体**

**◇詳細調査に移行すべき事案の考え方**

**■「詳細調査の実施」編（指針ｐ32～36参照）　　　　　　　　　　　 P.7**

**◇詳細調査の実施主体**

**◇詳細調査委員会の構成等**

**◇報告書の取りまとめ**

**■再発防止策の策定・実施編（指針ｐ37～38参照） 　　　　　　　　 P.8**

**◇詳細調査委員会の報告書等の活用**

**■被害児童生徒等の保護者への支援編（指針ｐ39～43参照）　　　　　 P.9**

**◇中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置**

**■事故発生の未然防止編（指針ｐ5～10参照）**

**◇重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 日頃から学校事故の情報収集に努めるなど，都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対し，都道府県等担当課は所轄の学校に対し，国からの再発防止等に関する情報も含めた学校事故の事例や傾向を提供し，必要な事故防止策等にかかる支援・助言を行っている。 |

**■事故発生に備えた事前の取組等編（指針ｐ11～13参照）**

**◇事前の取組の推進に当たって**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
| 保護者や地域住民，関係機関等との連携・協働体制の整備 | |
|  | 事故の未然防止や事故発生時の対応（調査実施の判断や調査の実施を含む）に備える観点から，日頃から学校安全に知見を有する者（第三者）との関係構築に努めている。 |
| 学校安全計画について | |
|  | 所轄の学校等が行う学校安全計画の作成と実行，評価，改善の取組に対して必要な支援・助言を実施している。 |
|  | 都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において，危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により，教職員の資質向上に努めている。 |
| 事故発生に備えた取組（詳細調査委員会の設置を含む）について | |
|  | 所轄の学校等で事故が発生した際に，必要に応じて学校等が行う対応をサポートできる体制を整えている。 |
|  | 学校の設置者から，詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップする際の相談等があった際に，助言等ができる体制を整えている。 |

**■事故発生後の対応編（指針ｐ14～22参照）**

**◇学校の設置者等への報告，支援要請**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
|  | 同様の重大事故の発生を防ぐため，必要に応じて，市区町村教育委員会や所管の学校に対し速やかに注意喚起の働きかけを行っている。 | |
| （都道府県教育委員会の場合） | | |
|  |  | 人口規模の小さな地方公共団体や都道府県等担当課において，事故対応の知見を有する職員を含む必要な派遣人員を確保することが難しい場合等には，市区町村立学校の事案や私立・株式会社立学校の事案に対しても，市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ，必要な人員の派遣や助言等の支援を行うことが望まれるため，その際には，必要に応じて，都道府県の危機管理部局とも連携し，対応に当たっている。 |
| （私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合） | | |
|  |  | 日頃より事故に関する情報収集に努めるとともに，学校からの求めに積極的に応じている。特に，死亡事故等の重篤な事故については，あらかじめ，学校又は学校の設置者から都道府県等担当課に対する報告の方法等を定めている。 |
|  |  | 死亡事故等が起こった事実を把握した際には，基本調査の結果を学校に求めるなど必要な措置を取っている。 |

**◇国への一報**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合，都道府県・指定都市教育委員会，国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課は，国まで一報をしている。 |

**■「基本調査」編（指針ｐ24～29参照）**

**◇基本調査の実施主体**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 事故現場に居合わせた児童生徒等が大人数の場合の聴き取り，膨大・多様な情報が集まった場合の情報の整理には時間と人員が必要となるため，その際には都道府県等担当課は，学校の求めに応じて，人的支援を行っている。 |
|  | 上記に限らず，事故の重大性を鑑み，必要があれば，学校の設置者は職員（実務経験のある職員を含む）を学校現場に派遣し，適切な指導・助言を行うとともに，学校では手が回らない部分をサポートするなどの支援を行っている。 |

◇**情報の整理・再発防止策の検討・報告**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 事故等の発生状況，当該指針を踏まえた基本調査実施状況について把握し，学校及び学校の設置者が，当該指針を踏まえた適切な対応がとられていない場合には，適切な対応を促す指導・助言を行っている。 |
|  | 基本調査の結果は，年度ごとに取りまとめ，国からの求めに応じ報告している。 |
|  | 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案に係る基本調査結果については，結果がまとまった時点で速やかに国に報告している。また，国の求めに応じ報告している。 |

**■「詳細調査への移行」編（指針ｐ30～31参照）**

**◇詳細調査への移行の判断主体**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
| （都道府県教育委員会の場合） | |
|  | 必要に応じて，市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し，支援・助言をしている。 |
| （私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合） | |
|  | 必要に応じて，私立・株式会社立学校又は学校の設置者に対し，支援・助言をしている。 |

**◇詳細調査に移行すべき事案の考え方**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 詳細調査に移行しない理由について確認し，不明な点がある場合には，学校の設置者に対して確認し，必要に応じて助言している。 |
|  | 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案の詳細調査への移行状況について，基本調査の結果とともに，国に報告している。また，国の求めに応じ報告している。 |

**■「詳細調査の実施」編（指針ｐ32～36参照）**

**◇詳細調査の実施主体**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | | |
| （市区町村教育委員会，都道府県等担当課が調査を実施する場合） | | | |
|  |  | | その求めに応じて都道府県教育委員会は支援している。 |
| （私立・株式会社立学校の設置者の場合） | | | |
|  |  | 私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は，学校の設置者であるが，死亡事故等が発生した場合であって，学校の設置者の求めに応じ，必要と認められる際には，当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み，都道府県等担当課が行っている。 | |

**◇詳細調査委員会の構成等**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 小規模の地方公共団体など，設置が困難な地域も想定されることを踏まえ，都道府県教育委員会においては，これらの地域を支援するため，職能団体や大学，学会等の協力を得られる体制を平常時から整えている。 |

**◇報告書の取りまとめ**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 調査結果の報告を受けた学校の設置者又は都道府県等担当課は，報告書に係る調査資料を，学校の設置者等の文書管理規定に基づき適切に管理している。 |

**■再発防止策の策定・実施編（指針ｐ37～38参照）**

**◇詳細調査委員会の報告書等の活用**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 | |
| ☐ | 学校の設置者において，報告書の提言を受けた具体的な措置及びその実施状況を適時適切に点検・評価する際に，その求めに応じて，必要な支援・助言を行っている。 | |
|  | （都道府県教育委員会の場合） | |
|  |  | 市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）の求めに応じて，支援・助言している。 |
|  | （私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合） | |
|  |  | 私立・株式会社立学校又は学校の設置者の求めに応じて，支援・助言している。 |
| （都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合） | | |
|  | 事故等の発生状況，当該指針を踏まえた基本調査及び詳細調査の実施状況について把握し，学校及び学校の設置者が，当該指針を踏まえた適切な対応をとっていない場合には，適切な対応を促す指導・助言をしている。 | |
|  | 学校の設置者から提出された詳細調査の報告書を国に報告している。 | |
|  | 毎年の年度当初に，前年度の当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から，事故の原因や傾向，再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ，国に報告するとともに，当該都道府県内に周知し再発防止に生かしている。 | |
|  | 都道府県内に周知する際には，公立学校及び私立学校の状況を合わせて行うことも学校における事故の再発防止に有益な情報となることから，都道府県教育委員会と私立・株式会社立学校の都道府県担当課と連携して取り組んでいる。 | |
|  | 再発防止策が継続して取り組まれているかを把握し，再発防止策が継続して講じられるよう働き掛けている。 | |

**■被害児童生徒等の保護者への支援編（指針ｐ39～43参照）**

**◇中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置**

|  |  |
| --- | --- |
| ☑欄 | 取組等 |
|  | 人口規模の小さな地方公共団体や，都道府県等担当課において，支援担当者に適した者を選定することが難しい場合，都道府県教育委員会は，市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ，窓口となる担当者に適した者を推薦する等，支援を行っている。 |